

(別紙 1)

優先交渉権者の選考方法

<選考者> 観光シティプロモーション推進事業支援業務受託事業者選考審査委員会の5名の審査委員

<選考方法の考え方>

- ・審査委員による下記「a」「b」の評価に基づく「評価点」に加え、価格に基づく「価格評価点」の合計評価点数（100点満点）が最も高い業者に決定する。ただし、60点未満の場合には無効とする。

<配点>

	項目	配点	備考
	a. 本業務に対する基本的考え方、業務実施体制、スケジュール、業務実績（テレビCMの制作・放映）など業務提案にあたっての基本的事項を示すこと。	30点	審査委員による評価
	b. 事業の目的や趣旨、仕様書で求めている提案を過去の実績などを踏まえて行うこと。	60点	
	価格評価点	10点	「提案価格書（様式4）」の提案価格の評価
	合計評価点	100点	

(別紙1)

<「a」「b」の評価点の算出方法>

- ・5人の各委員により「別紙2 提案書記載項目及び評価ポイント」の項目（「配点」が示されている項目）ごとに0点、1点、2点、3点、4点、5点の6段階で評価。
- ・項目ごとの評価点は、【算出方法1】の計算式により得られた数値とし、項目ごとにその合計を算出し、最終的な合計評価点を算出する。

【算出方法1】

$$\text{評価点} = \left[\frac{\text{審査委員による評価点の合計}}{25^{\star}} \right] \times \text{配点}$$

※小数点第2位以下は切り捨てる

★委員数（5人）×各委員の最高持ち点数（5点）

・企画提案書及び企画提案ヒアリング評価の判断基準

評価点	判断基準
5点	創意工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	効果的な内容である。
3点	平均的な内容である。
2点	内容がやや乏しい。
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な内容である。

<価格点の採点方法>

「企画提案実施要領」に記載した見積上限額により、「提案価格書（様式4）」に記載された提案価格の評価を行う。

なお、提案価格の採点にあたっては【算出方法2】の計算式により価格評価点を算出する。

【算出方法2】

$$\text{価格評価点} = 10^{\star} - 10^{\star} \times \left[1 - \frac{\text{(最安値提案価格)}}{\text{(提案見積額)}} \right] \times 2$$

(別紙1)

※小数点以下第2位を切り捨てる

☆価格評価配点

<最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法>

最高得点者が2者以上で、優先交渉権者が決定しない場合は、優先交渉権者の選考方法(別紙1)のbの項目での得点が上位の者を優先交渉権者とする。なおも優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。